○財務省、農林水産省、経済産業省

一三　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　六　二

一四　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　六　140　一

一五　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　二〇　三

○財務省、経済産業省、環境省

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件　二二　六

○国税庁

九　岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　一　三

一〇　令和元年台風第十九号による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件　一　三

一一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件　六　三

一二　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件　六　三

一三　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でできる事務所を指定する件の一部を改正する件　六　四

一四　熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件　三一　特90　六　四

一五　令和二年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件　三一　特90　一　一

○文部科学省

六七　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　三　四

六八　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件　一五　148　三

六九―八六　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件　一五　148　六

八七―九九　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件　一五　148　一〇

一〇〇　令和二年度における学芸員の資格認定を実施する件　一七　三

一〇一　公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　一七　150　五三

一〇二　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一七　150　五八

一〇三　令和二年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件　三一　五

○文化庁

五五―五七　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　一四　147　一九

五八―六〇　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　二二　六

六一　名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　二二　七

六二　登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　二二　七

○厚生労働省

二五三　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　一　三

二五四　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件　一　四

二五五　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件　一　四

二五六　岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件　一　四

二五七　岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件　一　四

二五八　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　一　136　四九